

# 書面による出願手続等をされる方は 電子化手数料の納付が必要です

## 1. 電子化手数料とは？

出願手続などオンラインで可能な手続を書面で行う場合（一部の手続を除く）には、「工業所有権に関する手続の特例に関する法律」に基づき、その書面に記載されている事項を登録情報処理機関（現在「工業所有権電子情報化センター」の1機関）において電子化することとしており、この電子化のために必要な費用（実費）が電子化手数料です。電子化手数料は登録情報処理機関に納付していただいています。

※なお、この電子化手数料を納付されない場合は、届出の手続書類は却下処分となり、初めから手続が無かったものとして処分されますのでご注意ください（出願手続において、出願番号通知が届いている場合でも、電子化手数料の納付をされない場合は同様に手続が無かったものとして処分されます。）。

※電子化手数料の納付を必要とする手続一覧は特許庁ホームページをご参照ください。

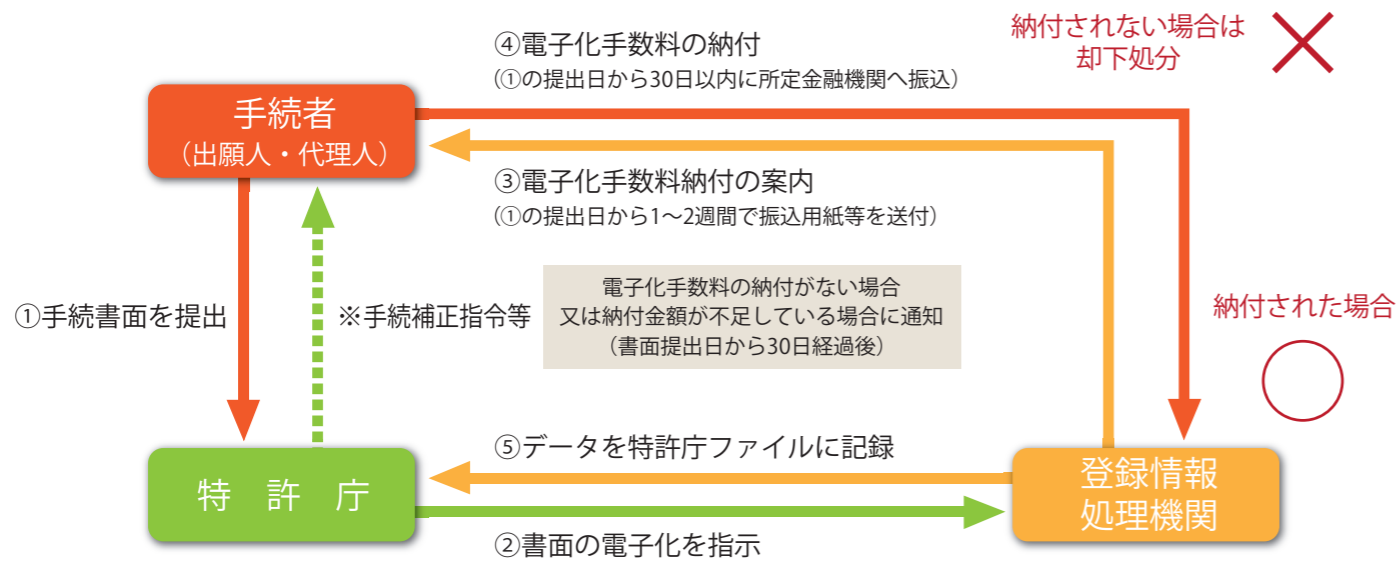
<http://www.jpo.go.jp/uketuke/pdf/denshika/denshika.pdf>

## 2. 電子化手数料の額

手続1件につき1,200円と書面1枚につき700円を加えた額です。

（例）特許願5枚を書面で提出したときの電子化手数料は、1,200円+（700円×5枚）=4,700円となります。また、複数の手続を一度に書面で提出した場合は、各手続（1件）ごとに算出することとなります。

## 3. 電子化手数料の納付の流れ



## パソコンをお持ちであればオンラインで手続ができます

パソコンをお持ちの方は、パソコン出願ソフトをダウンロード（無料）することでオンライン手続が可能です。ダウンロードの仕方やご利用方法等の詳細は、[http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1\\_start/index.html](http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/1_start/index.html)をご参照ください。

なお、インターネット回線を利用するオンライン手続には、電子認証に係る手続（電子証明書の取得）等が別途必要となります。

### 【電子化手数料についてのお問い合わせ先】

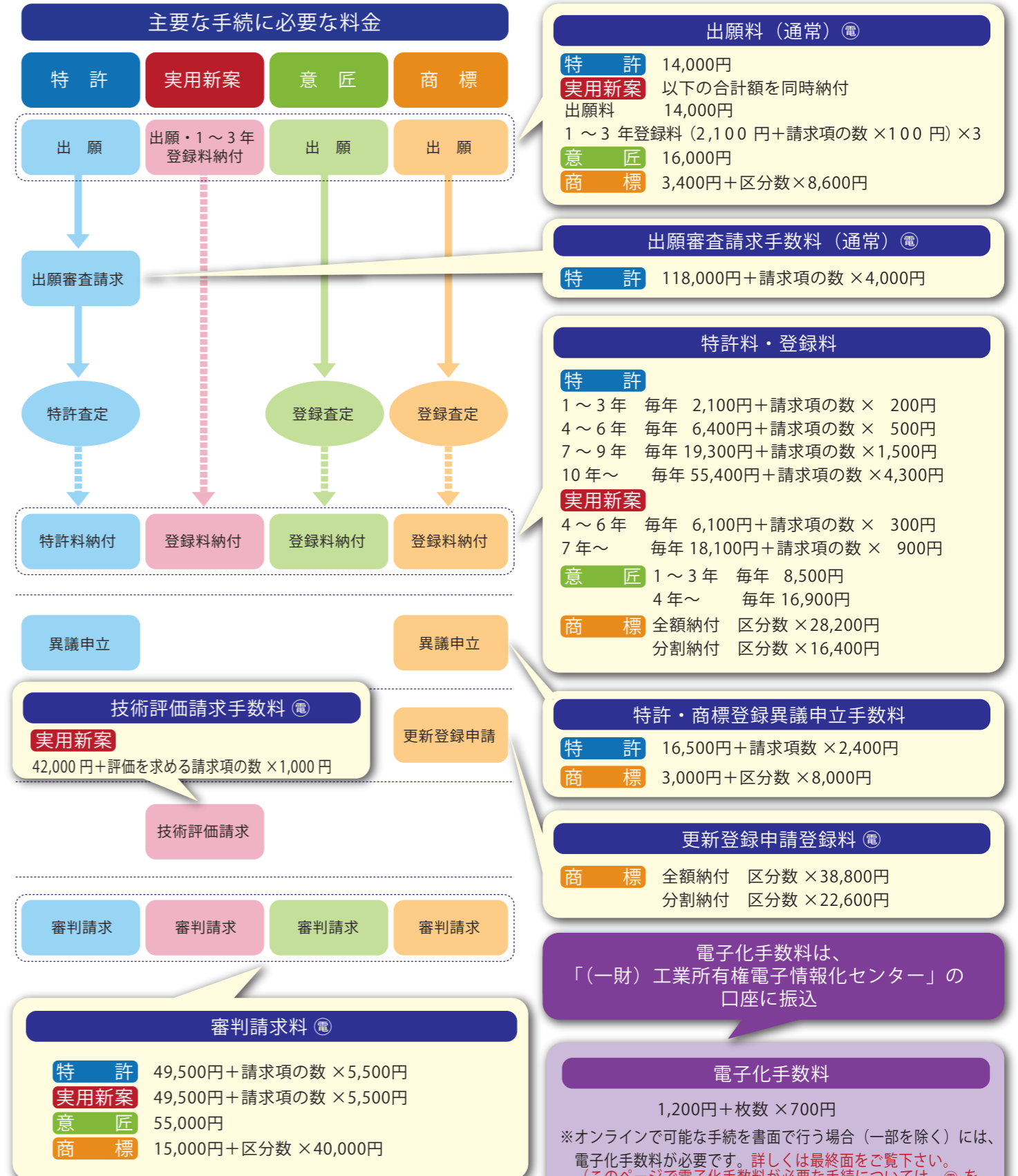
特許庁審査業務部出願課電子記録基準管理班 Tel.03-3581-1101 内線2762

※本冊子は、グリーン購入法に基づく判断基準を満たしており、「Aランク」のみを用いて作成しているため、「紙ヘリサイクル可」

# 産業財産権関係料金一覧

(平成28年4月1日現在)

特許庁



平成28年4月1日現在の主要料金です。

その他の手続に必要な料金は、次頁以降又は特許庁ホームページの産業財産権関係料金一覧 (<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyoukin.htm>) でお確かめください。

【お問い合わせ先】 特許庁総務部総務課調整班 Tel: 03-3581-1101 内線 2105

# 産業財産権関係料金一覧表

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

## 【出願料】

1. 特 許	
特許出願	14,000円
特許法第36条の2第2項の外国書面出願	22,000円
特許法第38条の3第3項の規定による手続	14,000円
特許法第184条の5第1項の規定による手続	14,000円
特許法第184条の20第1項の規定による申出	14,000円
特許権の存続期間の延長登録出願	74,000円

## 2. 実用新案

実用新案登録出願	14,000円
実用新案法第48条の5第1項の規定による手続	14,000円
実用新案法第48条の16第1項の規定による申出	14,000円

## 3. 意 匠

意匠登録出願	16,000円
秘密意匠の請求	5,100円

## 4. 商 標

商標登録出願	3,400円に1区分につき8,600円を加えた額
防護標準登録出願又は防護標準登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願	6,800円に1区分につき17,200円を加えた額
重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録出願	12,000円

## 【審査請求料等】

1. 特 許	
出願審査請求 (特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願)	118,000円に1請求項につき4,000円を加えた額
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願)	71,000円に1請求項につき2,400円を加えた額
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願)	106,000円に1請求項につき3,600円を加えた額
(特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合)	94,000円に1請求項につき3,200円を加えた額
誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	19,000円

## 2. 実用新案

実用新案技術評価請求	42,000円に1請求項につき1,000円を加えた額
(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	8,400円に1請求項につき200円を加えた額
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	33,600円に1請求項につき800円を加えた額
明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正	1,400円

## 【審判請求料】

1. 特 許	
審判(再審)請求	49,500円に1請求項につき5,500円を加えた額
明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	49,500円に1請求項につき5,500円を加えた額
特許権の存続期間の延長登録に係る審判又はその審判に係る再審請求	55,000円

## 2. 実用新案

審判(再審)請求	49,500円に1請求項につき5,500円を加えた額
----------	----------------------------

## 3. 意 匠

審判(再審)請求	55,000円
----------	---------

## 4. 商 標

審判(再審)請求	15,000円に1区分につき40,000円を加えた額
----------	----------------------------

## 【特許・商標登録異議の申立て】

特許異議の申立て	16,500円に1請求項につき2,400円を加えた額
特許異議の申立ての審理への参加申請	3,300円
商標(防護標準)登録異議の申立て	3,000円に1区分につき8,000円を加えた額
商標(防護標準)登録異議申立ての審理への参加申請	3,300円

## 【特・実・意・商共通】

判定請求	40,000円
審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
審判又は再審への補助参加申請	16,500円

## 【特・実・意共通】

裁定請求	55,000円
裁定取消請求	27,500円

詳細な  
料金表は、

産業財産権関係料金一覧  
(<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/hyou.htm>)  
にてご確認ください。

## 【特許料・登録料】

### 1. 特許料

(1) 平成 16 年 4 月 1 日以降に審査請求をした出願	
第 1 年から第 3 年まで	毎年 2,100円に1請求項につき 200円を加えた額
第 4 年から第 6 年まで	毎年 6,400円に1請求項につき 500円を加えた額
第 7 年から第 9 年まで	毎年 19,300円に1請求項につき 1,500円を加えた額
第 10 年から第 25 年まで	毎年 55,400円に1請求項につき 4,300円を加えた額
(2) 平成 16 年 3 月 31 日までに審査請求をした出願	
第 1 年から第 3 年まで	毎年 10,300円に1請求項につき 900円を加えた額
第 4 年から第 6 年まで	毎年 16,100円に1請求項につき 1,300円を加えた額
第 7 年から第 9 年まで	毎年 32,200円に1請求項につき 2,500円を加えた額
第 10 年から第 25 年まで	毎年 64,400円に1請求項につき 5,000円を加えた額

### 2. 実用新案登録料

第 1 年から第 3 年まで	毎年 2,100円に1請求項につき 100円を加えた額
第 4 年から第 6 年まで	毎年 6,100円に1請求項につき 300円を加えた額
第 7 年から第 10 年まで	毎年 18,100円に1請求項につき 900円を加えた額

### 3. 意匠登録料

第 1 年から第 3 年まで	毎年 8,500円
第 4 年から第 20 年まで	毎年 16,900円
※第 16 年から第 20 年については、平成 19 年 4 月 1 日以降の出願のみ対象となります。	

### 4. 商標登録料

商標登録料	区分数×28,200円
分納額(前期・後期支払分)	区分数×16,400円
更新登録申請	区分数×38,800円
分納額(前期・後期支払分)	区分数×22,600円
商標権の分割申請	30,000円
防護標準登録料	区分数×28,200円
防護標準更新登録料	区分数×33,400円

※設定登録後の特許料(第4年分以降)、実用新案登録料(第4年分以降)及び意匠登録料(第2年分以降)は、設定登録の日を基準に各年分の前年以前に納付する必要があります。出願日が基準ではありませんので、ご注意ください。

## 計算例(通常のケース)

例えば、請求項数が2項の特許を出願し、出願審査請求をする場合には、

出願時に、出願手数料として 14,000円、  
出願審査請求時に、出願審査請求手数料として  
118,000円+2項×4,000円=126,000円 が必要となります。

## 【その他の手数料】

### (1) 特許法等関係手数料

期間の延長、期日の変更	2,100円
期間経過後の期間の延長	4,200円
期間経過後の期間の延長 (特許法50条の規定により指定された期間に係るもの)	51,000円
登録証の再交付請求	4,600円
承継の届出(名義変更)	4,200円
証明の請求	窓口 オンライン
書類の閲覧請求	1,400円
紙原簿の閲覧請求	1,100円
ファイル記録事項の閲覧請求	1,500円
書類原本の交付請求	300円
紙原簿原本の交付請求	900円
ファイル記録事項記載書類の交付請求	600円
登録事項の閲覧請求(磁気原簿)	窓口 オンライン
書類原本の交付請求	窓口 オンライン
紙原簿原本の交付請求	窓口 オンライン
ファイル記録事項記載書類の交付請求	窓口 オンライン
登録事項記載書類の交付請求(磁気原簿)	窓口 オンライン
磁気ディスクへの記録(電子化手数料)	800円 (裏面を参照してください)

### (2) 弁理士試験受験手数料

弁理士試験受験手数料	12,000円
------------	---------

### (3) PCTに基づく国際出願関係手数料(国際調査等を日本国特許庁が行う場合) ※

調査手数料(日本語によるPCT国際出願)	70,000円
調査手数料(外国語によるPCT国際出願)	156,000円
送付手数料	10,000円
国際調査の追加手数料(1発明毎)(日本語)	60,000円
国際調査の追加手数料(1発明毎)(外国語)	126,000円
予備審査手数料(日本語によるPCT国際出願)	26,000円
予備審査手数料(外国語によるPCT国際出願)	58,000円
予備審査の追加手数料(1発明毎)(日本語)	15,000円
予備審査の追加手数料(1発明毎)(外国語)	34,000円

### (4) 意匠の国際登録出願関係手数料※

送付手数料	3,500円
-------	--------

### (5) 商標の国際登録出願関係手数料※

国際登録出願	9,000円
事後指定	4,200円
国際登録の存続期間の更新申請	4,200円
国際登録の名義人の変更の記録の請求	4,200円

※PCT、意匠、商標の国際出願については、国際出願関係手数料(上記の(3)から(5))以外にも支払うべき手数料があります。  
詳細は、特許庁HP「産業財産権関係料金一覧」(URLは、左側を参照)をご確認ください。